

住民税・所得税 申告相談が はじまります

税務会計課 税務班 ☎ 874-4414 有線 4500

申告相談期間

2月9日(月)～3月16日(月)

令和8年度町民税、令和7年分所得税の申告相談を実施します。内容をよく読み、早めのご準備をお願いします。この申告は町民税、所得税の税額や国民健康保険料等の各種保険料の算定の基礎となるほか、福祉医療制度の適用にも影響がありますので、必要な方は確実に申告しましょう。

申告が必要な方

令和8年1月1日現在で井川町に住民登録があり、次のいずれかに該当する場合

- ① 営業・農業・不動産・一時所得・雑所得・譲渡所得等がある方
- ② 2カ所以上の事業所からの給与の支払いがあり、合算して年末調整をされていない方
- ③ 退職などにより年末調整をされていない方
- ④ 事業所から町へ給与支払報告書の提出がない方（勤務先へご確認ください）
- ⑤ 給与収入が2,000万円を超える方
- ⑥ 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
- ⑦ 主な収入が給与や公的年金で、その他の所得がある方
- ⑧ 海外からの年金収入がある方
- ⑨ 各種所得控除（扶養控除・医療費控除・生命保険料控除等）の適用を追加・変更される方
- ⑩ 収入がなかった方で、家族の扶養親族にもなっていない方



※下記のチェックシートをご参照ください。

申告は必要？ チェックシート

はい →
いいえ →

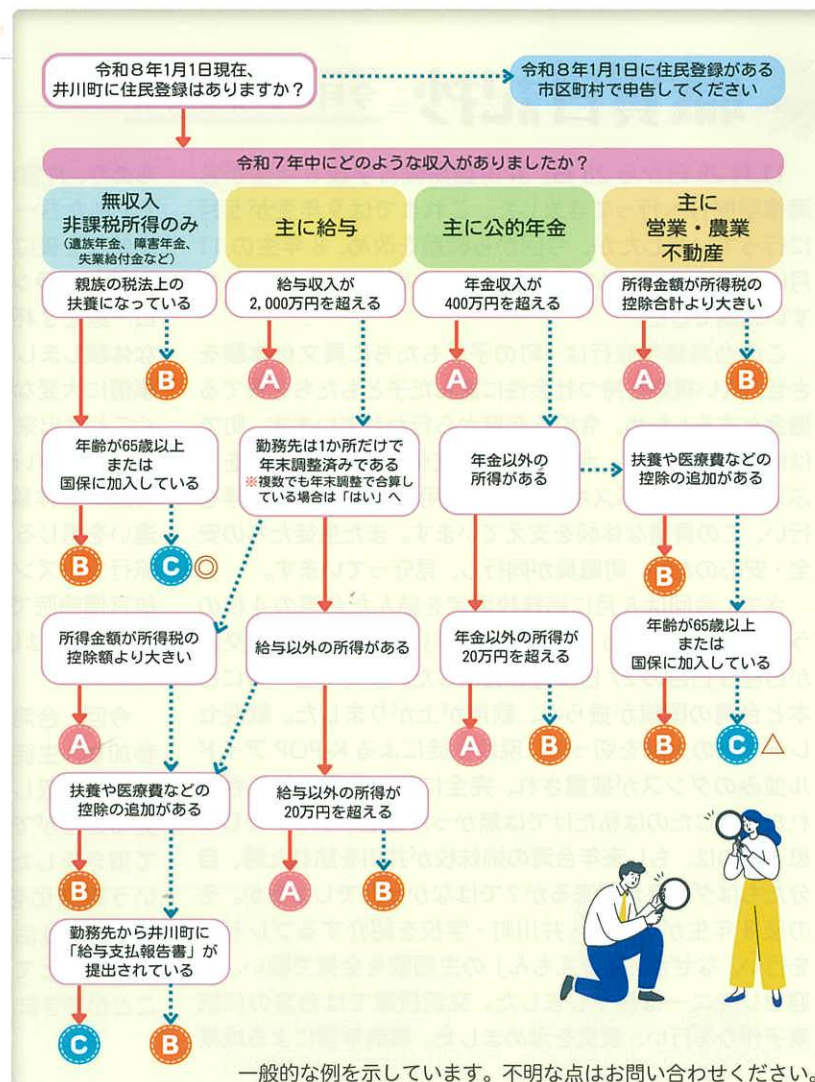


【判定】

A 所得税の確定申告が必要です
所得税の確定申告書を提出すれば、町民税の申告は必要ありません。

B 町民税の申告が必要です
ただし、所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受けたい場合は、確定申告が必要です。

C 確定申告・町民税の申告は必要ありません
△の人で、所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税の還付を受けたい方は、確定申告が必要です。
◎の人で、所得関係の証明書が必要な方は、町民税の申告が必要です。



申告相談日程

○ 会場：役場 2 階 大会議室

○ 時間：9：00～11：30 / 13：00～16：00 ※延長日は 19:00 まで

…申告相談を行わない日

…申告時間延長日

2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
8	9	10	11	12	13	14	1	2	3	4	5	6	7
	大台井内綱木沢	仲台大麦寺沢		施田館岡赤沢	八幡大倉保野子				坂本大野地横岡	全町	全町	全町	
15	16	17	18	19	20	21	8	9	10	11	12	13	14
	宇治木小泉	新聞小今戸	今戸①	今戸②	新屋敷さくら			全町	全町	全町	全町	全町	
22	23	24	25	26	27	28	15	16	17	18	19	20	21
全町		街道	海老沢田中	羽立	小竹花中下村上村			全町					

～各町内指定日にご来場できない方は、全町指定日にご来場くださるようご協力をお願いします～

《2月22日は日曜開催日です》

日曜開催日は大変混み合います。申告時間延長日や e-Tax での申告もご検討ください。



申告相談時に持参するもの

□ 次の①、②のどちらか

- ① マイナンバーカード
- ② 個人番号通知カード及び身元確認書類（運転免許証・健康保険証等）

□ 税務署から送付されたお知らせハガキ（該当者のみ）

□ 還付金振込先口座がわかるもの（還付申告者ご本人名義の口座に限る）

□ 所得に係る書類

- ① 給与・年金の源泉徴収票や給与支払証明書
- ② 営業・農業・不動産など、その他の所得がある方は、収支計算書や帳簿、領収書など

□ 控除内容を証明できる書類（各控除を申告される方）

- ① 社会保険料控除
令和7年中に支払った健康保険料や国民年金等の金額が確認できる書類
- ② 生命保険料控除・地震保険料控除
令和7年分の控除支払証明書

③ 配偶者控除・扶養控除

配偶者・扶養控除対象者の令和7年中の収入がわかる書類（源泉徴収票等）

④ 障害者控除

障害者手帳、障害者控除対象者認定書等

⑤ 住宅借入金特別控除

令和7年中に住宅を取得した方は、登記事項証明書、契約書、借入金残高証明書、すまい給付金等の補助金関係書類、各種認定通知書や性能証明書

⑥ 医療費控除

「医療費控除の明細書」または医療保険者等が発行した「医療費通知」
※医療費の領収書では控除を適用できません。領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、持参してください。なお「医療費控除の明細書」の様式は本広報に併せて全戸配布しているほか、会場や役場税務会計課に備え付けています。

⑦ その他の所得控除：控除の内容を証明できる書類

その他注意事項など

- ・ 所得税の申告（確定申告）をする方は、国税庁ホームページ「確定申告作成コーナー」をご利用いただくと申告会場に出向くことなく、ご自宅のパソコン等から24時間いつでも申告書を作成することができます。申告書は e-Tax での電子送信か印刷して郵送のいずれかによりご提出できますので、ぜひご活用ください。
- ・ 農業所得における米の家事消費分の1俵あたり単価につきましては、合理的な基準を用いて計算します。JAの仮渡金（概算金）などを参考にしてください。
- ・ 土地や建物の売却、株式等の譲渡所得、消費税の申告等に関しては、**役場の申告相談会場では受付しません**。税務署申告会場や e-tax にて申告をお願いします。（※税務署申告会場での申告は入場整理券が必要です。詳細は p.18 をご覧ください。）

【参考】

令和7年度概算金
(1等・60kg・税込)

- ・ あきたこまち：29,000円
- ・ ひとめぼれ：28,500円
- ・ めんこいな：28,100円
- ・ ゆめおぼこ：28,100円
- ・ サキホコレ：31,800円